

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

改正前		改正後(平成24年4月～)	
きのこ原木	150ベクレル/kg	きのこ原木及びほだ木	50ベクレル/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200ベクレル/kg

ほだ木：きのこ原木にきのこの菌を植え替えたもの
菌床：おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植え替えたもの

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

きのこ原木や菌床については、家畜に与える飼料と同様に、全国に流通する可能性があります。このため、安全なきのこを生産するため、きのこ原木やほだ木であれば50ベクレル/kg、菌床であれば200ベクレル/kgという指標値が設けられて管理が行われています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか